

「第四次千曲市総合計画」策定及び「千曲市人口ビジョン」改訂に関する調査・提案・支援業務 仕様書

1. 業務名

「第四次千曲市総合計画」策定及び「千曲市人口ビジョン」改訂に関する調査・提案・支援業務

2. 業務の目的

令和9年度を初年度とする「第四次千曲市総合計画」（以下「第四次総合計画」という。）の策定に向けた千曲市総合計画審議会・庁内策定委員会での円滑な審議・検討のための資料・知識の提供、その他計画策定のために必要な支援等を行うものである。

また、上記計画の策定に併せ、現状の人口推移・人口動態等により「千曲市人口ビジョン」を改訂するため調査・支援等を行うものである。

3. 履行場所

千曲市内

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日までとする。

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (6) 打合せ協議は原則対面で行うこととするが、必要に応じてリモートによる打合せも可能とする。また、打合せ記録を作成し相互に確認を行なうものとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を受けること。

6. 計画の策定期間

第四次総合計画は、別添の「第四次千曲市総合計画策定方針」（以下「策定方針」という。）のスケジュールを基準に、令和9年3月千曲市議会定例会での議決を旨指し策定する。

また、千曲市人口ビジョンの改訂は、総合計画の策定に併せて行うものとする。

7. 計画の構成と期間

第四次総合計画の計画の構成・期間については、策定委員会及び審議会において検討し、定めるものとする。

8. 業務内容

概ね次の業務を行うものとする。なお、業務内容は、第四次総合計画策定及び千曲市人口ビジョン改訂に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施によって決定した受注者の企画提案により調整することとする。

- (1) 基礎情報の収集、整理、分析
 - ・本市の人口、財政状況、産業、土地利用状況等の現況の整理、分析
 - ・類似団体、近隣自治体との比較分析による本市の強み及び弱みの整理、分析
 - ・社会経済動向等の整理、分析（社会環境の変化やトレンドなどの動向等のデータ収集、整理、分析）
- (2) 第三次千曲市総合計画の検証、分析、整理
 - ・上記の基礎情報や、現行の計画での指標の進捗状況、事業評価の結果等を踏まえた、総括としての現行計画の検証及び課題等の整理
- (3) 千曲市総合計画審議会の運営支援（5回程度）
会議の進め方に対する助言、会議結果の整理・分析、報告書の作成その他会議運営に関する支援
- (4) 庁内策定委員会に対する支援（10回程度）
会議の進め方に対する助言、会議結果の整理・分析、報告書の作成その他会議運営に関する支援
- (5) 市民懇談会に対する支援（4回程度）
会議の進め方に対する助言、会議結果の整理・分析、報告書の作成その他会議運営に関する支援
- (6) 市民ワークショップの企画運営（2回）
ワークショップ内容の企画、資料の作成、当日の運営（ファシリテートを含む）、結果の整理・分析、報告書の作成
- (7) 適切かつ効率的なスケジュール管理（進行管理）に対する助言
- (8) 第四次総合計画作成に対する支援等
 - ・策定方針に沿った策定支援
 - ・第四次総合計画の構成及び計画期間に係る支援
 - ・地域の課題に沿って、優先的に取り組むべき施策の設定に係る支援
 - ・第四次総合計画（素案）の作成支援
 - ・目標指標の設定に係る支援
 - ・個別計画との整合に係る支援

※県内及び先進自治体の実施事例や上記（1）から（7）までの事項を踏まえて検討し、助言・提言を行うこと。
- (9) 千曲市人口ビジョン改訂に対する支援等
「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き」に基づき、現状の人口分析等から現行の千曲市人口ビジョンの時点修正を行い、2060年までの人口推計を設定する。

- (10) 第四次総合計画の計画書（概要版、こども版を含む）、千曲市人口ビジョンの原稿の作成支援
- ① 構成案（項目立てやレイアウト、イラスト等）の助言及び提案
 - ② 掲載すべき図表、概念図の助言及び提供
- ※こども版は小学校高学年生を対象とし、学校の学習等に活用できるものとする。
※各種計画書の印刷は、本市が別に発注する。
※提供された図表、地図、図面、イラスト、概念図、写真等の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。

9. 資料の貸与等

- (1) 市は、業務の執行上必要な資料で、市が所有している提供可能な資料について貸与する。
また、市が貸与するもの以外に必要な資料については、市との協議により、市による調査をもとに収集することも可能とするが、受託者の責任において行うこととする。
- (2) 市から資料の貸与を受けた場合、受託者は、資料等の破損、滅失、盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却しなければならない。
- (3) 市から貸与を受けた資料及び市の調査による収集した資料等は、市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

10. 成果品

- (1) 本編、概要版及びこども版の原稿と原稿データ一式（PDF形式及びワード形式）
- (2) 各業務の資料、記録、報告書等の電子データ（ワード又はエクセル形式及びPDF形式で電子記録媒体（USBメモリー）に保存）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該業務に付随する資料で市が求めたもの

11. 業務委託料の支払方法

委託料として契約書に掲げる契約金額を受託者に支払うものとし、支払の時期、額、方法は契約書で取り決めるものとする。

12. 注意事項

- (1) 受託者は、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写または漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。